

関税定率法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 外国貿易機等の運航者等に対し、予約情報等に関して報告を求めることができる事項及び報告の期限を定めることとする。(関税法施行令第13条、第14条、第18条及び第18条の2関係)
 - (2) 貨物を保税地域等に入れることなく輸出申告を行うことができることとするに伴う規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第58条、第59条の6及び第59条の7関係)
 - (3) 特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に対する特例措置の改善に伴う規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第59条の11関係)

2. 税関支署の長に委任される権限について、税関長が、その範囲を制限することができることとする。(関税法施行令第92条関係)

3. 多度津港を開港に指定することとする。(関税法施行令別表第1関係)

4. 特惠関税制度について、次により改正を行うこととする。
 - (1) 特惠関税の便益を与えない物品としてタイ、中国及びブラジルを原産地とする特定の物品を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第25条)
 - (2) 特別特惠受益国からモルディブを除外することとする。(関税暫定措置法施行令第25条関係)
 - (3) 特惠受益国からオマーン、トリニダード・トバゴ及びバルバドスを除外することとする。(関税暫定措置法施行令別表第1関係)

5. 保税蔵置場等の許可を受ける者が納付すべき手数料の額を見直すこととする。(税関関係手数料令第2条～第4条関係)

6. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成23年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)

7. その他所要の規定の整備を行うこととする。

8. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成23年4月1日から施行することとする。